

No. 1 8

令和7年（3月）

第1回定例会議案  
参 考 資 料

熊谷市

## 目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 1 1 号	熊谷市職員の分限に関する条例の一部を改正する 条例案新旧対照表	職 員 課	1
第 1 2 号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条 例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	2
第 1 3 号	熊谷市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費 等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照 表	職 員 課	5
第 1 4 号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例案新旧対照表	職 員 課	7
第 1 5 号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案 新旧対照表	職 員 課	3 3
第 1 6 号	熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例 の一部を改正する条例案新旧対照表	都 市 計 画 課	3 9
第 1 7 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新 旧対照表	建 築 審 査 課	4 0
第 1 8 号	熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関 する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	東 部 地 域 開 発 推 進 室	8 6
第 1 9 号	熊谷市営駐車場条例の一部を改正する条例案新旧 対照表	商 業 観 光 課	8 7
第 2 0 号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例案新旧対照表	下 水 道 課	8 9
第 2 1 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部を改正する条例案新旧対照表	経 営 課	9 0
第 2 2 号	熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関 する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消 防 総 務 課	9 3
第 2 3 号	熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消 防 総 務 課	9 4
第 2 4 号	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部 を改正する条例案新旧対照表	環 境 推 進 課	9 6

第 2 5 号	熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	都 市 計 画 課	9 7
第 2 6 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	9 8
第 2 7 号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	9 9
第 2 8 号	熊谷市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例案新旧対照表	安 心 安 全 課	1 0 0
第 2 9 号	熊谷市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶 務 課	1 0 1
第 3 1 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立勤労会館等解体工事)	市 民 活 動 推 進 課 ( 契 約 課 )	1 0 2
第 3 2 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	1 0 6
第 3 3 号	廃止路線調書・位置図	管 理 課	1 1 3

議案第 1 1 号の参考資料

熊谷市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の分限に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 1 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（失職の特例）</p> <p>第 5 条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（失職の特例）</p> <p>第 5 条 任命権者は、<u>禁錮の刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 （略）</p>

議案第 12 号の参考資料

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年条例第 37 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 8 条の 3 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他こ</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 8 条の 3 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3 歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他こ</p>

改正案	現行
<p>れらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで及び第14条第2項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>(負傷し、若しくは</p>	<p>れらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで及び第14条第2項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護</u>(負傷し、若しくは疾</p>

改 正 案	現 行
<p>疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。）</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(18)～(23) (略)</p>	<p>病にかかったその子の世話<u>又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話を</u>行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(18)～(23) (略)</p>

議案第 13 号の参考資料

熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例（平成 17 年条例第 48 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第 5 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前 <u>1 か月</u>以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第 5 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前 <u>1 箇月</u>以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第 5 条の 3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第 5 条の 3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

議案第 1 4 号の参考資料

熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案  
新旧対照表

(第 1 条関係)

熊谷市一般職職員の給与に関する条例 (平成 1 7 年条例第 5 1 号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案

(給料)

第 2 条 給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

第 6 条 (略)

2・3 (略)

4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日 (以下「週休日」という。) の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(扶養手当)

第 7 条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)~(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族 (次項において「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 1 3, 0 0 0 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 5 0 0 円 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3, 5 0 0 円) とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5, 0 0 0 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 条 削除

## 現 行

(給料)

第2条 給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

第6条 (略)

2・3 (略)

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第7条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行8級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(通勤手当)

第9条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(略)
-----

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員以外の職員が行8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(通勤手当)

第9条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額（その者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円

3 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

第12条 （略）

2～4 （略）

5 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

6・7 （略）

（休日勤務手当）

第13条 （略）

2 （略）

3 前2項の休日とは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）その他規則で定める日という。

（管理職手当）

第15条の2 市長は管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定めるもの（以下「管理監督職員」という。）に管理職手当を支給することができる。

2 （略）

（管理職員特別勤務手当）

第15条の3 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管

にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

6・7 (略)

(休日勤務手当)

第13条 (略)

2 (略)

3 前2項の休日とは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)その他規則で定める日をいう。

(管理職手当)

第15条の2 市長は管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定めるものに管理職手当を支給することができる。

2 (略)

理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(地域手当等の支給方法)

第16条の5 地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は規則で定める。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第16条の7 第4条第3項から第11項まで及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しな

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(扶養手当等の支給方法)

第16条の5 扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は規則で定める。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第16条の7 第4条第3項から第11項まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、定年前再任用短時間

い。

(任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第16条の8 第7条及び第8条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～6 (略)

(扶養手当に関する経過措置)

7 継続採用職員の扶養親族で、新市設置の日前において熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第 号)第1条の規定による改正前の熊谷市一般職職員の給与に関する条例第8条第1項の規定に相当する合併前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

8～17 (略)

18 継続採用職員の扶養親族で、編入日前において熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第 号)第1条の規定による改正前の熊谷市一般職職員の給与に関する条例第8条第1項の規定に相当する編入前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

19～31 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	459,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	461,200
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	462,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	463,800
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	465,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	466,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	466,700
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	467,400
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	468,100
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	468,800
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	469,500
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	470,100
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	470,700
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	471,200
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	471,800
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	472,400
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	473,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	473,500
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	474,000
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	474,400

勤務職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第16条の8 第7条、第8条及び第8条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～6 (略)

(扶養手当に関する経過措置)

7 継続採用職員の扶養親族で、新市設置の日前において第8条第1項の規定に相当する合併前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

8～17 (略)

18 継続採用職員の扶養親族で、編入日前において第8条第1項の規定に相当する編入前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

19～31 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400

	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	474,700
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	475,000
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	480,600
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	483,600
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	486,700
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	489,400
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	492,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	495,500
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	498,600
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	501,300
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	408,300	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	410,200	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	412,100	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	380,200	413,900	455,400	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	381,700	415,700	456,900	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	383,500	417,500	458,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	385,200	419,300	459,800	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	386,800	421,100	461,200	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	388,500	422,700	462,500	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	389,900	424,200	463,800	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	391,300	425,700	465,000	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	392,700	427,200	466,000	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	394,100	428,700	466,700	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	395,300	430,000	467,400	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	396,500	431,300	468,100	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	397,500	432,500	468,800	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	398,600	433,700		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	399,800	435,000		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	400,900	436,300		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	402,000	437,500		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	402,700	438,700		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	403,400	439,500		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	404,100	440,300		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	404,800	441,100		
定年前	62	248,800	287,400	334,000	375,100	405,400	441,700		
再任用	63	249,100	288,000	334,600	375,700	406,000	442,300		
短時間	64	249,400	288,500	335,300	376,300	406,500	442,900		
勤務職	65	249,700	289,000	336,100	376,600	406,900	443,500		
員以外	66	250,000	289,600	336,800	377,200	407,300	444,200		
の職員	67	250,300	290,100	337,500	377,900	407,500	445,000		

	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	480,600
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	483,600
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	486,700
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	380,200	405,400	446,600	489,400
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	381,700	408,300	447,000	492,500
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	383,500	410,200	447,400	495,500
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	385,200	412,100	447,800	498,600
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	386,800	413,900	448,200	501,300
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	388,500	415,700	448,600	
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	389,900	417,500	449,000	
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	391,300	419,300	449,300	
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	392,700	421,100	455,400	
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	394,100	422,700	456,900	
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	395,300	424,200	458,300	
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	396,500	425,700	459,800	
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	397,500	427,200	461,200	
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	398,600	428,700	462,500	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	399,800	430,000	463,800	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	400,900	431,300	465,000	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	402,000	432,500	466,000	
定年前	66	250,000	289,600	334,000	373,000	402,700	433,700	466,700	
再任用	67	250,300	290,100	334,600	373,700	403,400	435,000	467,400	

68	250,600	290,700	338,100	378,500	407,800	445,400		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	408,100	446,100		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	408,400	446,600		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	408,700	447,000		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	409,000	447,400		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	409,300	447,800		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	409,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	409,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	410,100			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	410,400			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	410,600			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	410,900			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	411,200			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	411,500			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	411,700			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	412,000			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	412,300			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	412,500			
86	256,000	297,100	346,000	386,600	412,700			
87	256,300	297,400	346,400	387,000	413,000			
88	256,600	297,700	346,800	387,400	413,300			
89	256,900	298,000	347,000	387,700	413,500			
90	257,200	298,300	347,400	388,200	413,600			
91	257,500	298,600	347,800	388,600	413,900			
92	257,800	299,000	348,200	389,000	414,200			
93	258,100	299,200	348,400	389,300	414,400			
94		299,400	348,800	389,700	414,600			
95		299,700	349,200	390,000	414,900			
96		300,100	349,500	390,300	415,200			
97		300,300	349,800	390,500	415,400			
98		300,600	350,200	390,900	415,600			
99		301,000	350,600	391,200	415,900			
100		301,400	351,000	391,500	416,200			
101		301,600	351,500	391,700	416,400			
102		301,900	351,900	392,200	416,600			
103		302,200	352,300	392,600	416,900			
104		302,500	352,700	393,000	417,200			
105		302,700	353,200	393,300	417,400			
106		303,000	353,600	393,800	417,600			
107		303,300	353,900	394,200	417,900			
108		303,600	354,200	394,600	418,200			
109		303,800	354,700	394,900	418,400			
110		304,200		395,400	418,600			
111		304,600		395,800	418,900			
112		304,900		396,200	419,200			
113		305,100		396,500	419,400			

短時間 勤務職 員以外 の職員	68	250,600	290,700	335,300	374,300	404,100	436,300	468,100	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	404,800	437,500	468,800	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	405,400	438,700		
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	406,000	439,500		
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	406,500	440,300		
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	406,900	441,100		
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	407,300	441,700		
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	407,500	442,300		
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	407,800	442,900		
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	408,100	443,500		
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	408,400	444,200		
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	408,700	445,000		
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	409,000	445,400		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	409,300	446,100			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	409,500	446,600			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	409,800	447,000			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	410,100	447,400			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	410,400	447,800			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	410,600				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	410,900				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	411,200				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	411,500				
90	257,200	298,300	346,000	385,000	411,700				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	412,000				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	412,300				
93	258,100	299,200	347,000	386,100	412,500				
94		299,400	347,400	386,600	412,700				
95		299,700	347,800	387,000	413,000				
96		300,100	348,200	387,400	413,300				
97		300,300	348,400	387,700	413,500				
98		300,600	348,800	388,200	413,600				
99		301,000	349,200	388,600	413,900				
100		301,400	349,500	389,000	414,200				
101		301,600	349,800	389,300	414,400				
102		301,900	350,200	389,700	414,600				
103		302,200	350,600	390,000	414,900				
104		302,500	351,000	390,300	415,200				
105		302,700	351,500	390,500	415,400				
106		303,000	351,900	390,900	415,600				
107		303,300	352,300	391,200	415,900				
108		303,600	352,700	391,500	416,200				
109		303,800	353,200	391,700	416,400				
110		304,200	353,600	392,200	416,600				
111		304,600	353,900	392,600	416,900				
112		304,900	354,200	393,000	417,200				
113		305,100	354,700	393,300	417,400				

114		305,300		397,000	419,600			
115		305,600		397,400	419,900			
116		306,000		397,800	420,200			
117		306,200		398,100	420,400			
118		306,400		398,600				
119		306,700		399,000				
120		307,000		399,400				
121		307,400		399,700				
122		307,600		400,200				
123		307,900		400,600				
124		308,200		401,000				
125		308,500		401,300				
126				401,800				
127				402,200				
128				402,600				
129				402,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の6に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200

114		305,300		393,800	417,600			
115		305,600		394,200	417,900			
116		306,000		394,600	418,200			
117		306,200		394,900	418,400			
118		306,400		395,400	418,600			
119		306,700		395,800	418,900			
120		307,000		396,200	419,200			
121		307,400		396,500	419,400			
122		307,600		397,000	419,600			
123		307,900		397,400	419,900			
124		308,200		397,800	420,200			
125		308,500		398,100	420,400			
126				398,600				
127				399,000				
128				399,400				
129				399,700				
130				400,200				
131				400,600				
132				401,000				
133				401,300				
134				401,800				
135				402,200				
136				402,600				
137				402,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の6に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300

<u>11</u>	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>
<u>12</u>	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>
<u>13</u>	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>332,500</u>
<u>14</u>	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>333,700</u>
<u>15</u>	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>334,800</u>
<u>16</u>	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>335,900</u>
<u>17</u>	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>
<u>18</u>	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>
<u>19</u>	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>
<u>20</u>	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>
<u>21</u>	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>
<u>22</u>	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>
<u>23</u>	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>
<u>24</u>	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>
<u>25</u>	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>
<u>26</u>	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>
<u>27</u>	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>
<u>28</u>	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>
<u>29</u>	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>351,100</u>
<u>30</u>	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>
<u>31</u>	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>
<u>32</u>	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>
<u>33</u>	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>
<u>34</u>	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>
<u>35</u>	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>
<u>36</u>	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>
<u>37</u>	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>
<u>38</u>	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>363,500</u>
<u>39</u>	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>364,900</u>
<u>40</u>	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>366,200</u>
<u>41</u>	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>367,500</u>
<u>42</u>	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>368,900</u>
<u>43</u>	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>370,200</u>
<u>44</u>	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>371,500</u>
<u>45</u>	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>373,000</u>
<u>46</u>	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>374,200</u>
<u>47</u>	<u>267,800</u>	<u>283,300</u>	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,300</u>
<u>48</u>	<u>268,400</u>	<u>283,800</u>	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>376,500</u>
<u>49</u>	<u>269,000</u>	<u>284,300</u>	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>377,600</u>
<u>50</u>	<u>269,500</u>	<u>284,800</u>	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>378,500</u>
<u>51</u>	<u>270,000</u>	<u>285,300</u>	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>379,500</u>
<u>52</u>	<u>270,400</u>	<u>285,800</u>	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>380,400</u>
<u>53</u>	<u>270,800</u>	<u>286,300</u>	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>381,000</u>

<u>11</u>	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>321,300</u>
<u>12</u>	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>322,300</u>
<u>13</u>	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>323,300</u>
<u>14</u>	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>324,500</u>
<u>15</u>	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>325,700</u>
<u>16</u>	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>326,900</u>
<u>17</u>	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>328,000</u>
<u>18</u>	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>329,200</u>
<u>19</u>	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>330,300</u>
<u>20</u>	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>331,400</u>
<u>21</u>	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>332,500</u>
<u>22</u>	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>333,700</u>
<u>23</u>	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>334,800</u>
<u>24</u>	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>335,900</u>
<u>25</u>	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>337,000</u>
<u>26</u>	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>338,200</u>
<u>27</u>	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>339,300</u>
<u>28</u>	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>340,400</u>
<u>29</u>	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>341,500</u>
<u>30</u>	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>342,700</u>
<u>31</u>	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>343,800</u>
<u>32</u>	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>344,900</u>
<u>33</u>	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>346,000</u>
<u>34</u>	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>347,300</u>
<u>35</u>	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>348,600</u>
<u>36</u>	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>349,900</u>
<u>37</u>	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>351,100</u>
<u>38</u>	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>352,600</u>
<u>39</u>	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>354,100</u>
<u>40</u>	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>355,600</u>
<u>41</u>	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>356,800</u>
<u>42</u>	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>358,300</u>
<u>43</u>	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>359,700</u>
<u>44</u>	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>361,100</u>
<u>45</u>	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>362,500</u>
<u>46</u>	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>363,500</u>
<u>47</u>	<u>267,800</u>	<u>283,300</u>	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>364,900</u>
<u>48</u>	<u>268,400</u>	<u>283,800</u>	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>366,200</u>
<u>49</u>	<u>269,000</u>	<u>284,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>367,500</u>
<u>50</u>	<u>269,500</u>	<u>284,800</u>	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>368,900</u>
<u>51</u>	<u>270,000</u>	<u>285,300</u>	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>370,200</u>
<u>52</u>	<u>270,400</u>	<u>285,800</u>	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>371,500</u>
<u>53</u>	<u>270,800</u>	<u>286,300</u>	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>373,000</u>

	<u>54</u>	<u>271,300</u>	<u>286,800</u>	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>381,800</u>
	<u>55</u>	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>382,600</u>
	<u>56</u>	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,400</u>
	<u>57</u>	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,100</u>
	<u>58</u>	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>384,800</u>
	<u>59</u>	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>385,500</u>
	<u>60</u>	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>386,100</u>
	<u>61</u>	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>386,700</u>
	<u>62</u>	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>387,300</u>
	<u>63</u>	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>388,000</u>
	<u>64</u>	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>388,600</u>
	<u>65</u>	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>389,300</u>
	<u>66</u>	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>389,800</u>
	<u>67</u>	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>390,400</u>
	<u>68</u>	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>390,900</u>
	<u>69</u>	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>391,300</u>
	<u>70</u>	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>391,900</u>
	<u>71</u>	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>392,400</u>
	<u>72</u>	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>392,700</u>
	<u>73</u>	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>393,000</u>
	<u>74</u>	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>393,500</u>
	<u>75</u>	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>393,900</u>
	<u>76</u>	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>394,200</u>
	<u>77</u>	<u>281,400</u>	<u>305,100</u>	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>394,500</u>
	<u>78</u>	<u>282,000</u>	<u>306,100</u>	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>395,000</u>
	<u>79</u>	<u>282,600</u>	<u>307,100</u>	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>395,500</u>
	<u>80</u>	<u>283,100</u>	<u>308,000</u>	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>395,900</u>
	<u>81</u>	<u>283,600</u>	<u>308,500</u>	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>396,200</u>
定年前	<u>82</u>	<u>284,100</u>	<u>309,400</u>	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>396,600</u>
再任用	<u>83</u>	<u>284,600</u>	<u>310,300</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>397,100</u>
短時間	<u>84</u>	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>397,500</u>
勤務職	<u>85</u>	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>397,900</u>
員以外	<u>86</u>	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	<u>398,200</u>
の職員	<u>87</u>	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	<u>398,700</u>
	<u>88</u>	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	<u>399,100</u>
	<u>89</u>	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	<u>399,500</u>
	<u>90</u>	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>	<u>399,900</u>
	<u>91</u>	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>	<u>400,300</u>
	<u>92</u>	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>	<u>400,700</u>
	<u>93</u>	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>	<u>401,100</u>
	<u>94</u>	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>	<u>401,500</u>
	<u>95</u>	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>	<u>402,000</u>
	<u>96</u>	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>	<u>402,400</u>

	<u>54</u>	<u>271,300</u>	<u>286,800</u>	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>374,200</u>
	<u>55</u>	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>375,300</u>
	<u>56</u>	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>376,500</u>
	<u>57</u>	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>377,600</u>
	<u>58</u>	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>378,500</u>
	<u>59</u>	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>379,500</u>
	<u>60</u>	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>380,400</u>
	<u>61</u>	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>381,000</u>
	<u>62</u>	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>381,800</u>
	<u>63</u>	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>382,600</u>
	<u>64</u>	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>383,400</u>
	<u>65</u>	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>384,100</u>
	<u>66</u>	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>384,800</u>
	<u>67</u>	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>385,500</u>
	<u>68</u>	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>386,100</u>
	<u>69</u>	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>386,700</u>
	<u>70</u>	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>387,300</u>
	<u>71</u>	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>388,000</u>
	<u>72</u>	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>388,600</u>
	<u>73</u>	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>389,300</u>
	<u>74</u>	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>389,800</u>
	<u>75</u>	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>390,400</u>
	<u>76</u>	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>390,900</u>
	<u>77</u>	<u>281,400</u>	<u>305,100</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>391,300</u>
	<u>78</u>	<u>282,000</u>	<u>306,100</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>391,900</u>
	<u>79</u>	<u>282,600</u>	<u>307,100</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>392,400</u>
	<u>80</u>	<u>283,100</u>	<u>308,000</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>392,700</u>
	<u>81</u>	<u>283,600</u>	<u>308,500</u>	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>393,000</u>
定年前	<u>82</u>	<u>284,100</u>	<u>309,400</u>	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>393,500</u>
再任用	<u>83</u>	<u>284,600</u>	<u>310,300</u>	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>393,900</u>
短時間	<u>84</u>	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>
勤務職	<u>85</u>	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>394,500</u>
員以外	<u>86</u>	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>395,000</u>
の職員	<u>87</u>	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>395,500</u>
	<u>88</u>	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>395,900</u>
	<u>89</u>	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>396,200</u>
	<u>90</u>	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	<u>396,600</u>
	<u>91</u>	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	<u>397,100</u>
	<u>92</u>	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	<u>397,500</u>
	<u>93</u>	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	<u>397,900</u>
	<u>94</u>	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>	<u>398,200</u>
	<u>95</u>	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>	<u>398,700</u>
	<u>96</u>	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>	<u>399,100</u>

<u>97</u>	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>402,800</u>
<u>98</u>	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>	<u>403,200</u>
<u>99</u>	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>	<u>403,600</u>
<u>100</u>	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>	<u>404,000</u>
<u>101</u>	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>	<u>404,400</u>
<u>102</u>	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>	<u>404,800</u>
<u>103</u>	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>	<u>405,200</u>
<u>104</u>	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>	
<u>105</u>	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>	
<u>106</u>	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>	
<u>107</u>	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>	
<u>108</u>	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>	
<u>109</u>	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>	
<u>110</u>	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>362,600</u>	<u>381,400</u>	
<u>111</u>	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>363,100</u>	<u>381,800</u>	
<u>112</u>	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>363,500</u>	<u>382,200</u>	
<u>113</u>	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>363,900</u>	<u>382,600</u>	
<u>114</u>	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>364,300</u>	<u>383,000</u>	
<u>115</u>	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>364,800</u>	<u>383,500</u>	
<u>116</u>	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>365,300</u>	<u>383,900</u>	
<u>117</u>	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>365,700</u>	<u>384,300</u>	
<u>118</u>	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>366,200</u>	<u>384,700</u>	
<u>119</u>	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>366,700</u>	<u>385,200</u>	
<u>120</u>	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>367,200</u>	<u>385,600</u>	
<u>121</u>	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>367,500</u>	<u>386,000</u>	
<u>122</u>	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>		<u>386,400</u>	
<u>123</u>	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>		<u>386,900</u>	
<u>124</u>	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>		<u>387,300</u>	
<u>125</u>	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>		<u>387,700</u>	
<u>126</u>	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>		<u>388,100</u>	
<u>127</u>	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>		<u>388,600</u>	
<u>128</u>	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>		<u>389,000</u>	
<u>129</u>	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>		<u>389,400</u>	
<u>130</u>	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>		<u>389,800</u>	
<u>131</u>	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>			
<u>132</u>	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>			
<u>133</u>	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>			
<u>134</u>	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>			
<u>135</u>	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>			
<u>136</u>	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>			
<u>137</u>	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>			
<u>138</u>	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>			
<u>139</u>	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>			

<u>97</u>	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>	<u>399,500</u>
<u>98</u>	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>	<u>399,900</u>
<u>99</u>	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,300</u>
<u>100</u>	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>	<u>400,700</u>
<u>101</u>	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>401,100</u>
<u>102</u>	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>	<u>401,500</u>
<u>103</u>	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>	<u>402,000</u>
<u>104</u>	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>	<u>402,400</u>
<u>105</u>	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>	<u>402,800</u>
<u>106</u>	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>	<u>403,200</u>
<u>107</u>	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>	<u>403,600</u>
<u>108</u>	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>	<u>404,000</u>
<u>109</u>	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>	<u>404,400</u>
<u>110</u>	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>	<u>404,800</u>
<u>111</u>	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>	<u>405,200</u>
<u>112</u>	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>	
<u>113</u>	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>	
<u>114</u>	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>362,600</u>	<u>381,400</u>	
<u>115</u>	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>363,100</u>	<u>381,800</u>	
<u>116</u>	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>363,500</u>	<u>382,200</u>	
<u>117</u>	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>363,900</u>	<u>382,600</u>	
<u>118</u>	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>364,300</u>	<u>383,000</u>	
<u>119</u>	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>364,800</u>	<u>383,500</u>	
<u>120</u>	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>365,300</u>	<u>383,900</u>	
<u>121</u>	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>365,700</u>	<u>384,300</u>	
<u>122</u>	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>	<u>366,200</u>	<u>384,700</u>	
<u>123</u>	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>	<u>366,700</u>	<u>385,200</u>	
<u>124</u>	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>	<u>367,200</u>	<u>385,600</u>	
<u>125</u>	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>	<u>367,500</u>	<u>386,000</u>	
<u>126</u>	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>		<u>386,400</u>	
<u>127</u>	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>		<u>386,900</u>	
<u>128</u>	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>		<u>387,300</u>	
<u>129</u>	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>		<u>387,700</u>	
<u>130</u>	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>		<u>388,100</u>	
<u>131</u>	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>		<u>388,600</u>	
<u>132</u>	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>		<u>389,000</u>	
<u>133</u>	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>		<u>389,400</u>	
<u>134</u>	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>		<u>389,800</u>	
<u>135</u>	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>			
<u>136</u>	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>			
<u>137</u>	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>			
<u>138</u>	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>			
<u>139</u>	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>			

<u>140</u>	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>			
<u>141</u>	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>			
<u>142</u>	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>			
<u>143</u>	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>			
<u>144</u>	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>			
<u>145</u>	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>			
<u>146</u>	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>			
<u>147</u>	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>			
<u>148</u>	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>			
<u>149</u>	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>			
<u>150</u>	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>			
<u>151</u>	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>			
<u>152</u>	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>			
<u>153</u>	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>			
<u>154</u>	<u>310,200</u>				
<u>155</u>	<u>310,400</u>				
<u>156</u>	<u>310,700</u>				
<u>157</u>	<u>311,000</u>				
<u>158</u>	<u>311,300</u>				
<u>159</u>	<u>311,600</u>				
<u>160</u>	<u>311,900</u>				
<u>161</u>	<u>312,300</u>				
<u>162</u>	<u>312,600</u>				
<u>163</u>	<u>312,900</u>				
<u>164</u>	<u>313,200</u>				
<u>165</u>	<u>313,600</u>				
<u>166</u>	<u>313,900</u>				
<u>167</u>	<u>314,200</u>				
<u>168</u>	<u>314,500</u>				
<u>169</u>	<u>314,900</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

(第2条関係)

熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第55号）

(下線部分は改正部分)

改 正 案
(特定任期付職員の給与に関する特例)

<u>140</u>	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>			
<u>141</u>	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>			
<u>142</u>	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>			
<u>143</u>	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>			
<u>144</u>	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>			
<u>145</u>	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>			
<u>146</u>	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>			
<u>147</u>	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>			
<u>148</u>	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>			
<u>149</u>	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>			
<u>150</u>	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>			
<u>151</u>	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>			
<u>152</u>	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>			
<u>153</u>	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>			
<u>154</u>	<u>310,200</u>				
<u>155</u>	<u>310,400</u>				
<u>156</u>	<u>310,700</u>				
<u>157</u>	<u>311,000</u>				
<u>158</u>	<u>311,300</u>				
<u>159</u>	<u>311,600</u>				
<u>160</u>	<u>311,900</u>				
<u>161</u>	<u>312,300</u>				
<u>162</u>	<u>312,600</u>				
<u>163</u>	<u>312,900</u>				
<u>164</u>	<u>313,200</u>				
<u>165</u>	<u>313,600</u>				
<u>166</u>	<u>313,900</u>				
<u>167</u>	<u>314,200</u>				
<u>168</u>	<u>314,500</u>				
<u>169</u>	<u>314,900</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>	<u>294,300</u>

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

現 行
(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 熊谷市一般職職員の給与に関する条例(平成17年条例第51号。次項において「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条、第8条の3、第12条、第13条第2項、第13条の2及び第15条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3第1項及び第2項、第16条第2項並びに第16条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の3第1項中「管理監督職員が」とあるのは「管理監督職員及び熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「管理監督職員等」という。)が」と、「当該管理監督職員」とあるのは「当該管理監督職員等」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(第3条関係)

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第23号)

(下線部分は改正部分)

改正案

附則

1～37 (略)

38 新給与条例第4条第3項から第11項及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

39～42 (略)

第7条 (略)

2 (略)

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成17年条例第51号。次項において「給与条例」という。）

第3条、第4条、第7条、第8条、第8条の3、第12条、第13条第2項、第13条の2、第15条の2及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の175」とする。

## 現 行

附 則

1～37 (略)

38 新給与条例第4条第3項から第11項まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

39～42 (略)

議案第 15 号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市職員退職手当条例（平成 17 年条例第 54 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>12・13 （略）</p> <p>14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>12・13 （略）</p> <p>14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定</u></p>

改 正 案	現 行
<p>15～17 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確</p>	<p><u>により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確</p>

改 正 案	現 行
<p>定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合であっても、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項</p>	<p>した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合であっても、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項</p>

改正案	現行
<p>の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（同項及び同条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧</p>	<p>の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（同項及び同条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関（以</p>

改正案	現行
<p>機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p>
<p>14～16 (略)</p>	<p>14～16 (略)</p>
<p>17 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第14条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働者であって、雇用保険法附則第5条第省令で定める理由により就職が困難な1項に規定する地域内に居住し、かつ、者であって、同法第24条の2第1項市長が同法第24条の2第1項に規定第2号に掲げる者に相当する者とする指導基準に照らして再就職を促進</p>	<p>17 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第14条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働者であって、雇用保険法附則第5条第省令で定める理由により就職が困難な1項に規定する地域内に居住し、かつ、者であって、同法第24条の2第1項市長が同法第24条の2第1項に規定第2号に掲げる者に相当する者とする指導基準に照らして再就職を促進</p>

改 正 案	現 行
<p>規則で定める者に該当し、かつ、市長            するために必要な職業安定法第4条第            が同項に規定する指導基準に照らして            4項に規定する職業指導を行うことが            再就職を促進するために必要な職業安            適当であると認めたもの（アに掲げる            定法第4条第4項に規定する職業指導            者を除く。）            を行うことが適当であると認めたも              の 』とする。            」            18～22 （略）</p>	<p>規則で定める者に該当し、かつ、市長            するために必要な職業安定法第4条第            が同項に規定する指導基準に照らして            4項に規定する職業指導を行うことが            再就職を促進するために必要な職業安            適当であると認めたもの（アに掲げる            定法第4条第4項に規定する職業指導            者を除く。）            を行うことが適当であると認めたも              の 』とする。            」            18～22 （略）</p>

議案第16号の参考資料

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例（平成17年条例第59号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる熊谷都市計画事業土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計（以下「会計」という。）を設置する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる熊谷都市計画事業土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計（以下「会計」という。）を設置する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>



議案第 17 号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成 17 年条例第 66 号）

（下線部分は改正部分）

改正案		
別表（第 2 条関係）		
	事務の種類	手数料の額
45	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次号及び第 45 号の 2 の 2 に規定する審査を除く。）	<p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が 30 平方メートル以内の場合 <u>8,000 円</u></p> <p>イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内の場合 <u>20,000 円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内の場合 <u>34,000 円</u></p> <p>エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え <u>300 平方メートル</u> 以内の場合 <u>36,000 円</u></p> <p>オ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合 <u>39,000 円</u></p> <p>カ～コ （略）</p>
45 の 2	建築物に関する確認の申請又は計画の通知（申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）前号アからコまでの額に、昇降機 1 基につき 14,000 円（小荷物専用昇降機については、5,000 円）を加算した額</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 前号アからコまでの額に、計画の変更をする昇降機 1 基につき 7,000 円（小荷物専用昇降機については、4,000 円）を加算した額</p> <p>ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前号アからコまでの額</p> <p>エ （略）</p>
45 の 2 の 2	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53	<p><u>第 45 号アからコまでの額（昇降機を含む建築物については、前号アからエまでの額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額</u></p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</p>

現 行

別表（第2条関係）

	事務の種類	手数料の額
45	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内の場合 <u>7,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 <u>14,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 <u>24,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以内の場合 <u>31,000円</u></p> <p>オ～ケ（略）</p>
45の2	建築物に関する確認の申請又は計画の通知（申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）に対する審査	<p>ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）前号アからケまでの額に、昇降機1基につき14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した額</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 前号アからケまでの額に、計画の変更をする昇降機1基につき7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した額</p> <p>ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前号アからケまでの額</p> <p>エ（略）</p>

号) 第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為に限る。)

(平成28年国土交通省令第5号) 第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。)

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 14,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 16,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 27,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 68,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 88,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 7,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 8,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 13,500円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,500円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 34,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 44,

--	--	--	--	--

		<u>000円</u>
45の3	(略)	(略)
46	(略)	(略)
47	建築物に関する完了検査 (次号及び第47号の2の2に規定する完了検査を除く。)	<p>ア イ以外の場合</p> <p>(1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。)が30平方メートル以内のとき <u>15,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき <u>24,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき <u>34,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき <u>37,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき <u>42,000円</u></p> <p>(6)~(10) (略)</p> <p>イ 中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき <u>28,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき <u>36,000円</u></p> <p>(6)~(10) (略)</p>
47の2	建築物に関する完了検査 (完了検査の申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)(次号に規定する完了検査を除く。)	(略)
47の2の2	建築物に関する完了検査 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。)	<p><u>第47号ア又はイの額(昇降機を含む建築物については、同号ア又はイの額に前号ア又はイの額を加算した額)に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額</u></p> <p>ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、第55号の20ア(3)、オ及びカ、第55号の20の2ア(3)、オ及びカ並びに第55号の21ア(3)、オ及びカにお</p>

45の3	(略)	(略)
46	(略)	(略)
47	建築物に関する完了検査 (次号に規定する完了検査を除く。)	<p>ア イ以外の場合</p> <p>(1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のとき <u>14,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき <u>17,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき <u>24,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のとき <u>35,000円</u></p> <p>(5)~(9) (略)</p> <p>イ 中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のとき <u>33,000円</u></p> <p>(5)~(9) (略)</p>
47の2	建築物に関する完了検査 (完了検査の申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	(略)

		<p>いて同じ。)が30平方メートル以内の場合 <u>3,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 <u>5,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 <u>6,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の場合 <u>7,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 <u>8,000円</u></p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 <u>11,000円</u></p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>16,000円</u></p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 <u>41,000円</u></p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 <u>66,000円</u></p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 <u>133,000円</u></p>
47の3	(略)	(略)
48	(略)	(略)
48の2	建築物に関する中間検査 (次号に規定する中間検査を除く。)	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の場合 <u>27,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 <u>33,000円</u></p> <p>カ～コ (略)</p>
48の3	建築物に関する中間検査 (中間検査の申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	<p>ア 中間検査の対象が建築物(建築設備を除く。以下この号において同じ。)のみの場合 前号アからコまでの額</p> <p>イ 中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合 前号アからコまでの額に、中間検査の対象となる昇降機1基につき16,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)を加算した額</p> <p>ウ (略)</p>
55の	(略)	(略)

47の 3	(略)	(略)
48	(略)	(略)
48の 2	建築物に関する中間検査 (次号に規定する中間検査 を除く。)	ア～ウ (略) エ 床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内の場合 <u>31,000円</u>  オ～ケ (略)
48の 3	建築物に関する中間検査 (中間検査の申請又は通知 に係る計画に昇降機に係る 部分が含まれる場合に限 る。)	ア 中間検査の対象が建築物(建築設備を除く。以下この号におい て同じ。)のみの場合 前号アから <u>ケ</u> までの額 イ 中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合 前号アから <u>ケ</u> まで の額に、中間検査の対象となる昇降機1基につき16,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円)を加算した額 ウ (略)
55の	(略)	(略)

4		
5 5 の 4 の 2	既存建築物の大規模修繕等 に係る敷地と道路との関係 における建築の認定の申請 に対する審査	27,000円
5 5 の 4 の 3	既存建築物の大規模修繕等 に係る道路内における建築 の認定の申請に対する審査	27,000円
~~~~~		
5 5 の 1 1	長期優良住宅建築等計画の 認定の申請（長期優良住宅 の普及の促進に関する法律 第6条第2項の規定による 申出を伴う申請に限る。）に 対する審査	<p>前号ア(1)又はイ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)ⅱからⅲ まで又はイ(2)ⅱからⅲまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定 める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる 場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額</p> <p>ア 第45号アからユまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに 定める額</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第 1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第 12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含 む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を 行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに 定める額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2) に掲げるものを除く。） 第45号の2の2ア(1)ⅱ又はⅲの床 面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む 建築物の住宅部分については、同号ア(2)ⅱからⅲまでの床面積 の合計の区分に応じそれぞれに定める額）</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項 及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） 第45号の 2の2イ(1)ⅱ又はⅲの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定 める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ(2) ⅱからⅲまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）</p> <p>エ （略）</p>

4		
5 5 の 1 1	長期優良住宅建築等計画の 認定の申請（長期優良住宅 の普及の促進に関する法律 第6条第2項の規定による 申出を伴う申請に限る。）に 対する審査	前号ア(1)又はイ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)㊦から㊰ まで又はイ(2)㊦から㊰までの床面積の合計の区分に応じ定める額） に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれ ぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア 第45号アからケまでの床面積の合計の区分に応じ、それぞれ に定める額 イ （略）  ウ （略）

55の 12	(略)	(略)
55の 13	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第55号の11アの額に、前号ア(1)又はイ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)(i)から(ii)まで又はイ(2)(i)から(ii)までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）を加算し、第55号の11イからエまでに掲げる場合はそれぞれ同号イからエまでに定める額を更に加算して得た額
~~~~~		
55の 16	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 29,000円</p> <p>(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 33,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 59,000円</p> <p>(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 100,000円</p> <p>(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 175,000円</p> <p>(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 256,000円</p> <p>オ・カ （略）</p>
55の 17	低炭素建築物新築等計画の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に	<p>前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額</p> <p>ア 第45号アから(イ)までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額</p>

55の 12	(略)	(略)
55の 13	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第55号の11アの額に、前号ア(1)又はイ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)㊦から㊰まで又はイ(2)㊦から㊰までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、第55号の11イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
~~~~~		
55の 16	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<u>次に掲げる額を合算した額</u> ア～ウ （略）
エ・オ （略）		
55の 17	低炭素建築物新築等計画の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に	前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア 第45号アからケまでの床面積の合計の区分に応じ、 <u>それぞれ</u> に定める額

	<p>に対する審査</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する<u>特定建築行為の場合</u> <u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</u></p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(2)に掲げるものを除く。)</u> <u>第45号の2の2ア(1)(i)又は(ii)の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額(住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号ア(2)(i)から(ii)までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額)</u></p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)</u> <u>第45号の2の2イ(1)(i)又は(ii)の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額(住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ(2)(i)から(ii)までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額)</u></p> <p>エ (略)</p>
<p>55の18</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</p>	<p><u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>(i) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のとき</u> <u>14,500円</u></p> <p>(ii) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のとき</u> <u>16,500円</u></p> <p>(2) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>(i) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき</u> <u>29,500円</u></p> <p>(ii) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方</u></p>

	対する審査	イ (略)
		ウ (略)
55の 18	低炭素建築物新築等計画の 変更の認定の申請に対する 審査（次号に規定する審査 を除く。）	<u>次に掲げる額を合算した額</u> ア～ウ (略)

		<p>メートル未満のとき <u>50,000円</u></p> <p>④ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき <u>87,500円</u></p> <p>⑤ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき <u>128,000円</u></p> <p>オ・カ (略)</p>
55の19	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第55号の17アの額に、前号の合算した額を加算し、第55号の17イからエまでに掲げる場合はそれぞれ同号イからエまでに定める額を更に加算して得た額
55の20	建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。次号及び第55号の21において同じ。）の認定（同法第29条第3項に規定する他の建築物に係るものに限る。次号及び第55号の21において同じ。）を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 <u>5,000円</u></p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>④ 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。④から⑥まで、イ(2)及びエ(2)、次号ア(2)、イ(2)及びエ(2)並びに第55号の21ア(2)、イ(2)及びエ(2)において同じ。）が300平方メートル未満のとき <u>11,000円</u></p> <p>⑤ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき <u>23,000円</u></p> <p>⑥ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき <u>52,000円</u></p> <p>⑦ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき <u>94,000円</u></p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>④ 床面積の合計が300平方メートル未満のとき <u>11,000円</u></p>

		エ・オ (略)
55の 19	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第55号の17アの額に、前号の合算した額を加算し、第55号の17イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
55の 20	建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の認定（同法第34条第3項に規定する他の建築物に係るものに限る。同号において同じ。）を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) (2)以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法により算定したものをいう。以下この号及び次号において同じ。）が300平方メートル未満のとき <u>11,000円</u></p> <p>(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき <u>19,000円</u></p> <p>(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき <u>31,000円</u></p> <p>(iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき <u>94,000円</u></p> <p>(v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき <u>149,000円</u></p> <p>(vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき <u>188,000円</u></p> <p>(vii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき <u>235,000円</u></p> <p>(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の判定を行う場合</p> <p>合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき <u>5,500</u></p>

(i) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 19,000円

(ii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 31,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 94,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 149,000円

(v) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 188,000円

(vi) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 235,000円

イ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 40,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 44,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 80,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 135,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 230,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 330,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,

円

(i) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 9,500円

(ii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 15,500円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 47,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 74,500円

(v) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 94,000円

(vi) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 117,500円

イ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

(1) (2)以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 267,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 334,000円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 432,000円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 616,000円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 759,000円

(vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 898,000円

(vii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 1,024,000円

(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の判定を行う場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 133,500円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 167,000円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方

000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 38,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 66,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 121,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 183,000円

エ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 29,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 33,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 59,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 100,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 175,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 256,000円

オ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 267,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 334,000円

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 432,000円

メートル未満のとき 216,000円

(ii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 308,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 379,500円

(vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 449,000円

(viii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 512,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

(1) (2)以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 102,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 130,000円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 171,000円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 277,000円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 362,000円

(vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 435,000円

(vii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 510,000円

(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の判定を行う場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 51,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 65,000円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 85,500円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 138,500円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方

		<p>(4) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき</u> <u>616,000円</u></p> <p>(5) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき</u> <u>759,000円</u></p> <p>(6) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき</u> <u>898,000円</u></p> <p>(7) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき</u> <u>1,024,000円</u></p> <p>カ ア以外の場合で、<u>基準等省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>(1) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき</u> <u>102,000円</u></p> <p>(2) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき</u> <u>130,000円</u></p> <p>(3) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき</u> <u>171,000円</u></p> <p>(4) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき</u> <u>277,000円</u></p> <p>(5) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき</u> <u>362,000円</u></p> <p>(6) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき</u> <u>435,000円</u></p> <p>(7) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき</u> <u>510,000円</u></p>
<p><u>55の</u> <u>20の</u> <u>2</u></p>	<p><u>計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p>	<p><u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u></p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅</u> <u>2,500円</u></p> <p>(2) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>① <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき</u> <u>5,500円</u></p> <p>② <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき</u> <u>11,500円</u></p> <p>③ <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき</u> <u>26,000円</u></p>

方メートル未満のとき 181,000円

㉒ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 217,500円

㉓ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 255,000円

④ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 47,000円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

① 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 5,500円

② 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 9,500円

③ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 15,500円

④ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 47,000円

⑤ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 74,500円

⑥ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 94,000円

⑦ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 117,500円

イ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

① 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円

② 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

① 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 40,000円

② 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 67,500円

③ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 115,000円

④ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 165,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

--	--	--	--	--

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 10,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 11,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 19,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 33,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 60,500円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 91,500円

エ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 14,500円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 16,500円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 29,500円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 50,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 87,500円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 128,000円

オ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 133,

--	--	--	--	--

		<p><u>500円</u></p> <p>(2) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 167,000円</u></p> <p>(3) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 216,000円</u></p> <p>(4) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 308,000円</u></p> <p>(5) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 379,500円</u></p> <p>(6) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 449,000円</u></p> <p>(7) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 512,000円</u></p> <p>カ <u>ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>(1) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき 51,000円</u></p> <p>(2) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 65,000円</u></p> <p>(3) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 85,500円</u></p> <p>(4) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 138,500円</u></p> <p>(5) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 181,000円</u></p> <p>(6) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 217,500円</u></p> <p>(7) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 255,000円</u></p>
55の21	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書の交付の申請に対する審査	<p><u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u></p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅 2,500円</u></p> <p>(2) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>ii) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき 5,500円</u></p>

55の 21	建築物エネルギー消費性能 確保計画に係る軽微変更該 当証明書の交付の申請に対 する審査	<p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u></p> <p>(1) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき 5,500円</u></p> <p>(2) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 9,500円</u></p> <p>(3) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 15,500円</u></p> <p>(4) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方</u></p>
-----------	------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(i) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 11,500円

(ii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 26,000円

(iii) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 47,000円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 5,500円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 9,500円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 15,500円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 47,000円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 74,500円

(vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 94,000円

(vii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 117,500円

イ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 40,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 67,500円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満のとき 47,000円

(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 74,500円

(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 94,000円

(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき  
117,500円

イ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 133,500円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 167,000円

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 216,000円

(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 308,000円

(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 379,500円

(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 449,000円

(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 512,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 51,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 65,000円

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 85,500円

(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 138,500円

(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 181,000円

(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 217,500円

メートル未満のとき 115,000円

(ii) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 165,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 10,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 11,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 19,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 33,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 60,500円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 91,500円

エ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 14,500円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 16,500円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 29,500円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 50,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 87,500円

(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 255,  
000円

		<p>④ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき <u>128,000円</u></p> <p>オ ア以外の場合で、<u>基準等省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</u></p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき <u>133,500円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき <u>167,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき <u>216,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき <u>308,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき <u>379,500円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき <u>449,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき <u>512,000円</u></p> <p>カ ア以外の場合で、<u>基準等省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u></p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき <u>51,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき <u>65,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき <u>85,500円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき <u>138,500円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき <u>181,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき <u>217,500円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき <u>255,000円</u></p>
55の22	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の</p>

<p>5 5 の 2 2</p>	<p>建築物エネルギー消費性能 向上計画の認定の申請に対 する審査（次号に規定する</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第 1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の</p>
----------------------	-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>審査を除く。)</p>	<p>品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>① 床面積(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。①から③まで、イ(2)及びエ(2)並びに第55号の24ア(2)、イ(2)及びエ(2)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円</p> <p>② ①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>① 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 29,000円</p> <p>② 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 33,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>① 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 59,000円</p> <p>② 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 100,000円</p> <p>③ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 175,000円</p> <p>④ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 256,000円</p> <p>オ・カ (略)</p>
<p>55の23</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による</p>	<p>前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額</p> <p>ア 第45号アからコまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額</p>

	<p>審査を除く。)</p>	<p>品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。iiからivまで及びイ(2)、第55号の24ア(2)及びイ(2)並びに第55号の26ア(2)、イ(2)及びウ(2)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円</p> <p>(ii)～(iv) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p><u>エ・オ</u> (略)</p>
<p>55の23</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による</p>	<p>前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額</p> <p><u>ア</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のとき 7,000円</p>

申出を伴う申請に限る。)に  
対する審査

イ (略)

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(②に掲げるものを除く。) 第45号の2の2ア(1)①又は②の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額(住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号ア(2)①から④までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。) 第45号の2の2イ(1)①又は②の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額(住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ(2)①から④までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額)

エ (略)

申出を伴う申請に限る。)に  
対する審査

- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき 14,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき 24,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のとき 31,000円
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 58,000円
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 78,000円
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 235,000円
- (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき 420,000円
- (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき 777,000円

イ (略)

ウ (略)

55の 24	建築物エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定の申 請に対する審査（次号に規 定する審査を除く。）	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追 加される建築物については、第55号の22に定める額とする。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の 品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価 書の写しが提出された場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は 同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める 額</p> <p>(i) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のとき</u> 14, 500円</p> <p>(ii) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のとき</u> 16, 500円</p> <p>(2) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額</p> <p>(i) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき</u> 29, 500円</p> <p>(ii) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メー トル未満のとき</u> 50,000円</p> <p>(iii) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のとき</u> 87,500円</p> <p>(iv) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき</u> 128, 000円</p> <p>オ・カ (略)</p>
55の 25	建築物エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定の申 請（建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する法 律第31条第2項において 準用する同法第30条第2 項の規定による申出を伴う 申請に限る。）に対する審査	<p>第55号の23アの額に、前号の合算した額を加算し、第55号 の23イからエまでに掲げる場合はそれぞれ同号イからエまでに定 める額を更に加算して得た額</p>

55の 24	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、第55号の22に定める額とする。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ・オ (略)</p>
55の 25	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第36条第2項</u> において準用する同法 <u>第35条第2項</u> の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第55号の23アの額に、前号の合算した額を加算し、第55号の23イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
55の 26	<u>建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する</u>	<p><u>次に掲げる額を合算した額</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1</u></p>

--	--	--	--	--

審査

項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項の建設住宅性能評価書の写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 5,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 23,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 52,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 94,000円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 19,000円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 31,000円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 94,000円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 149,000円

(vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 188,000円

(vii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 235,000円

イ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 40,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 44,

--	--	--	--	--

000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 80,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 135,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 230,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 330,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 38,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 66,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 121,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 183,000円

エ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 267,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 334,000円

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方



		<p>メートル未満のとき <u>432,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき <u>616,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき <u>759,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき <u>898,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき <u>1,024,000円</u></p> <p>オ ア以外の場合で、基準等省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるものに掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき <u>102,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき <u>130,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき <u>171,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき <u>277,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき <u>362,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき <u>435,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき <u>510,000円</u></p>
<p>備考 (略)</p>		

議案第18号の参考資料

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成17年条例第206号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）			別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		
事業の 名称	事業の施 行地区	事務所の 所在地	事業の 名称	事業の施 行地区	事務所の 所在地
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊谷都 市計画 事業ソ シオ流 通セン ター駅 周辺土 地区画 整理事 業	佐谷田字飯 塚、字山神 の各一部、 太井字地田 の一部	<u>熊谷市中西 四丁目20 番15号</u>	熊谷都 市計画 事業ソ シオ流 通セン ター駅 周辺土 地区画 整理事 業	佐谷田字飯 塚、字山神 の各一部、 太井字地田 の一部	<u>熊谷市宮町 二丁目47 番地1</u>



議案第19号の参考資料

熊谷市営駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市営駐車場条例（平成17年条例第214号）

（下線部分は改正部分）

改正案

第12条（略）

（料金を無料とする日）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、本町駐車場の料金を無料とする日を定めることができる。

第14条～第18条（略）

別表（第7条関係）

駐車場名	利用形態	単位	金額	備考
本町駐車場	普通駐車	1台につき 30分まで ごとに	100円	<u>1 午前7時から午後12時までの間の利用をいい、同一日の利用時間内で3時間を超える場合は400円を限度とする。</u> <u>2 翌日も継続して利用する場合は、午前7時から翌日分の料金計算をし、翌日の利用が3時間を超える場合は400円を限度とする。3日目以降の利用も同様とする。複数日の継続利用の料金は、利用日ごとの料金の合計額とする。</u> <u>3 入車後1時間までは、無料とする。</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)

現 行

第12条 (略)

第13条～第17条 (略)

別表 (第7条関係)

駐車場名	利用形態	単位	金額	備考
本町駐車場	普通駐車	1台につき 30分まで ごとに	100円	午前7時から午後12時までの間の利用をいい、同一日の利用時間内で3時間を超える場合は600円を限度とする。 翌日も継続して利用する場合は、午前7時から翌日分の料金計算をし、翌日の利用が3時間を超える場合は600円を限度とする。3日目以降の利用も同様とする。複数日の継続利用の料金は、利用日ごとの料金の合計額とする。
	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第 20 号の参考資料

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17  
年条例第 223 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経営の基本）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 公共下水道事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 処理人口 <u>96,170 人</u></p> <p>(3) 1 日最大汚水量 <u>46,520 立方メートル</u></p> <p>4 （略）</p>	<p>（経営の基本）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 公共下水道事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 処理人口 <u>92,820 人</u></p> <p>(3) 1 日最大汚水量 <u>49,535 立方メートル</u></p> <p>4 （略）</p>

議案第 2 1 号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 2 4 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の種類）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>（管理職手当）</p> <p>第 4 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき市長が指定するもの（以下「<u>管理監督職員</u>」という。）について支給する。</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1)～(4)</u> （略）</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前 2 項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。<u>以下「祝日法による休日等」という。</u>）又は<u>年末年始の休日（1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に</u></p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>（管理職手当）</p> <p>第 4 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき市長が指定するものについて支給する。</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p><u>(2)～(5)</u> （略）</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前 2 項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）<u>又は年末年始の休日 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）</u>をいい、代休日を</p>

改 正 案	現 行
<p>規定する休日を除く。)をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる<u>代休日</u>。以下「<u>年末年始の休日等</u>」という。)をいう。</p> <p>第 1 1 条 (略)</p> <p><u>(管理職員特別勤務手当)</u></p> <p>第 1 1 条の 2 <u>管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(以下「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第 1 8 条 第 4 条、第 5 条、第 5 条の 3、第 7 条、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 1 条の 2 の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 1 9 条 第 5 条及び第 1 4 条の規定</p>	<p>指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる<u>代休日</u>)をいう。</p> <p>第 1 1 条 (略)</p> <p><u>(特定任期付職員業績手当)</u></p> <p>第 1 3 条の 2 <u>特定任期付職員業績手当は、熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 27 年条例第 5 5 号。以下「任期付職員条例」という。)</u>第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「<u>特定任期付職員</u>」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第 1 8 条 第 4 条、第 5 条、第 5 条の 3、第 7 条、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 3 条の 2 の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 1 9 条 第 5 条、<u>第 5 条の 3</u>及び第 1 4</p>

改 正 案	現 行
<p>は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(特定任期付職員等についての適用除外)</p> <p>第20条 第4条、第5条、第5条の3、第8条、第9条第2項及び<u>第10条の規定は、熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年条例第55号。以下「任期付職員条例」という。)</u>第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(特定任期付職員等についての適用除外)</p> <p>第20条 第4条、第5条、第5条の3、第8条、第9条第2項、<u>第10条及び第13条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p>

議案第 22 号の参考資料

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年条例第 186 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（欠格条項）</p> <p>第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) （略）</p>



議案第23号の参考資料

熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年条例第187号）

（下線部分は改正部分）

改正案							
(退職報償金支給の制限)							
第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。							
(1) <u>拘禁刑以上の刑に処せられた者</u>							
(2)～(5) (略)							
別表（第2条関係）							
階級	勤務年数						
	<u>5年以上</u> 10年未満	<u>10年以上</u> 15年未満	<u>15年以上</u> 20年未満	<u>20年以上</u> 25年未満	<u>25年以上</u> 30年未満	<u>30年以上</u> 35年未満	<u>35年以上</u>
団長	<u>239,000</u> 円	<u>344,000</u> 円	<u>459,000</u> 円	<u>594,000</u> 円	<u>779,000</u> 円	<u>979,000</u> 円	<u>1,079,000</u> 円
副団長	<u>229,000</u> 円	<u>329,000</u> 円	<u>429,000</u> 円	<u>534,000</u> 円	<u>709,000</u> 円	<u>909,000</u> 円	<u>1,009,000</u> 円
分団長	<u>219,000</u> 円	<u>318,000</u> 円	<u>413,000</u> 円	<u>513,000</u> 円	<u>659,000</u> 円	<u>849,000</u> 円	<u>949,000</u> 円
副分団長	<u>214,000</u> 円	<u>303,000</u> 円	<u>388,000</u> 円	<u>478,000</u> 円	<u>624,000</u> 円	<u>809,000</u> 円	<u>909,000</u> 円
部長及び 班長	<u>204,000</u> 円	<u>283,000</u> 円	<u>358,000</u> 円	<u>438,000</u> 円	<u>564,000</u> 円	<u>734,000</u> 円	<u>834,000</u> 円
団員	<u>200,000</u> 円	<u>264,000</u> 円	<u>334,000</u> 円	<u>409,000</u> 円	<u>519,000</u> 円	<u>689,000</u> 円	<u>789,000</u> 円

現 行

(退職報償金支給の制限)

第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2)～(5) (略)

別表 (第2条関係)

階級	勤務年数					
	<u>5年以上</u> 10年未満	<u>10年以上</u> 15年未満	<u>15年以上</u> 20年未満	<u>20年以上</u> 25年未満	<u>25年以上</u> 30年未満	<u>30年以上</u>
団長	<u>239,000</u> 円	<u>344,000</u> 円	<u>459,000</u> 円	<u>594,000</u> 円	<u>779,000</u> 円	<u>979,000</u> 円
副団長	<u>229,000</u> 円	<u>329,000</u> 円	<u>429,000</u> 円	<u>534,000</u> 円	<u>709,000</u> 円	<u>909,000</u> 円
分団長	<u>219,000</u> 円	<u>318,000</u> 円	<u>413,000</u> 円	<u>513,000</u> 円	<u>659,000</u> 円	<u>849,000</u> 円
副分団長	<u>214,000</u> 円	<u>303,000</u> 円	<u>388,000</u> 円	<u>478,000</u> 円	<u>624,000</u> 円	<u>809,000</u> 円
部長及び 班長	<u>204,000</u> 円	<u>283,000</u> 円	<u>358,000</u> 円	<u>438,000</u> 円	<u>564,000</u> 円	<u>734,000</u> 円
団員	<u>200,000</u> 円	<u>264,000</u> 円	<u>334,000</u> 円	<u>409,000</u> 円	<u>519,000</u> 円	<u>689,000</u> 円

議案第24号の参考資料

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成19年条例第10号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（罰則）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項又は第10条第1項の規定に違反して土砂等のたい積を行った者</p> <p>(2) 第19条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>第25条 第6条第2項又は第19条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項又は第10条第1項の規定に違反して土砂等のたい積を行った者</p> <p>(2) 第19条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>第25条 第6条第2項又は第19条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

議案第 25 号の参考資料

熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例（平成 25 年条例第 29 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別用途地区内の建築制限）</p> <p>第 2 条 別表左欄に掲げる特別用途地区の区域（以下「区域」という。）内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。<u>ただし、市長が特別用途地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項ただし書の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ、熊谷市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第 5 条 （略）</p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>（特別用途地区内の建築制限）</p> <p>第 2 条 別表左欄に掲げる特別用途地区の区域（以下「区域」という。）内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>第 5 条 （略）</p>

議案第 26 号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第 16 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項各号に掲げる施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第 16 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項各号に掲げる施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>

議案第 27 号の参考資料

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例  
(令和元年条例第 33 号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(報酬等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が 2 月以上の者(規則で定める者を除く。)で 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項及び第 16 項(これらの規定を第 6 条第 6 項において準用する場合を含む。)において「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに、その者の<u>基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況</u>に応じて支給する。</p> <p>15～17 (略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が 2 月以上の者(規則で定める者を除く。)で 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項及び第 16 項(これらの規定を第 6 条第 6 項において準用する場合を含む。)において「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに、その者の基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。</p> <p>15～17 (略)</p>



議案第 29 号の参考資料

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する  
条例案新旧対照表

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第  
35 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 33 条第 1 項に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に旧職員である者又はこの条例の施行前において旧職員であった者</p> <p>(2) 第 3 項第 2 号に掲げる者</p> <p>6 （略）</p> <p>7 第 5 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>8～13 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 33 条第 1 項に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に旧職員である者又はこの条例の施行前において旧職員であった者</p> <p>(2) 第 3 項第 2 号に掲げる者</p> <p>6 （略）</p> <p>7 第 5 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>8～13 （略）</p>

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立勤労会館等解体工事			
工 事 場 所	熊谷市石原1410番地1ほか			
入 札 年 月 日	令和6年11月6日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
255,860,000 円	255,860,000 円	235,391,200 円		
うち消費税等の額	入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110		
23,260,000 円	232,600,000 円	213,992,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	208,600,000 円		失格
2	(有)加賀崎建材興業	204,440,000		失格
3	大和建設(株)	218,000,000	1	落札
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
大和建設(株)	218,000,000 円	21,800,000 円	239,800,000 円

1 工事名 熊谷市立勤労会館等解体工事

2 工事場所 熊谷市石原1410番地1ほか

### 3 工事概要

- (1) 勤労会館解体工事
- (2) 勤労青少年ホーム解体工事
- (3) 勤労者体育センター解体工事
- (4) 防災倉庫A解体工事
- (5) 防災倉庫B解体工事
- (6) 美術工芸室解体工事
- (7) その他

### 4 建物概要

#### (1) 勤労会館

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て

面積 延べ面積 3,198㎡

#### (2) 勤労青少年ホーム

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

面積 延べ面積 671㎡

#### (3) 勤労者体育センター

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上1階建て

面積 延べ面積 644㎡

#### (4) 防災倉庫A

構造 鉄骨造 地上1階建て

面積 延べ面積 158㎡

#### (5) 防災倉庫B

構造 鉄骨造 地上1階建て

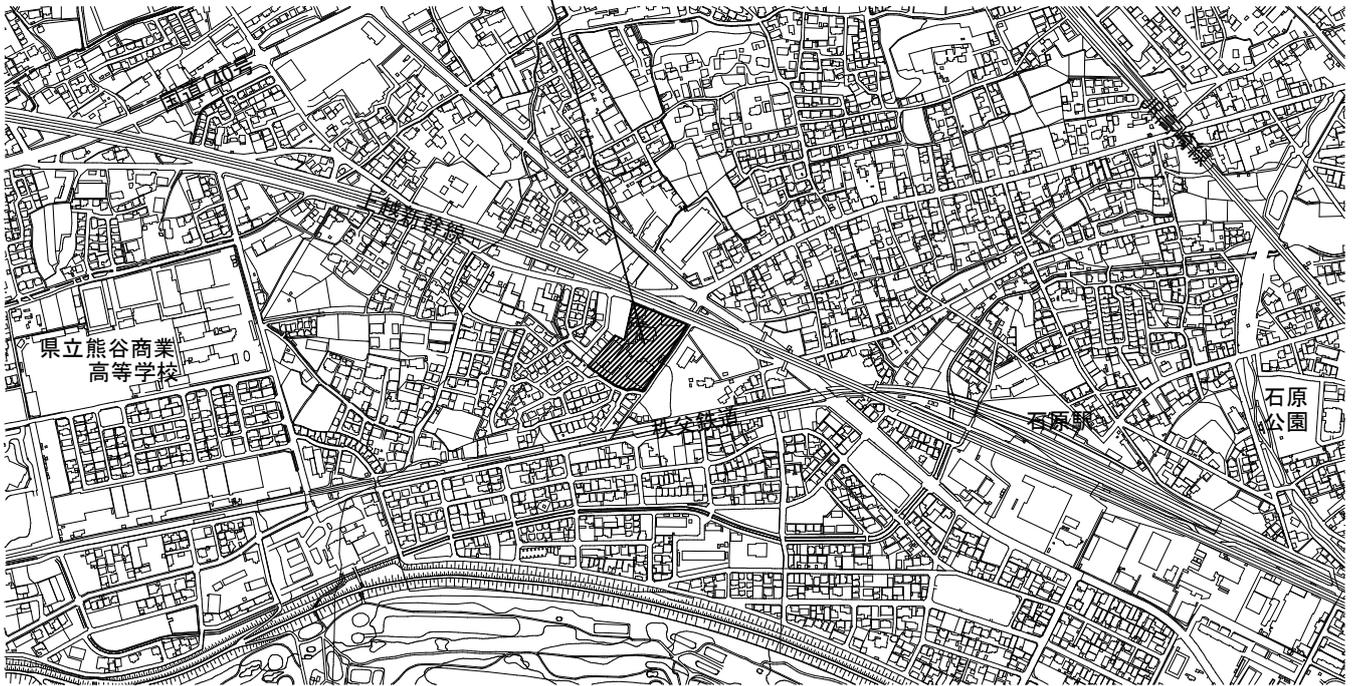
面積 延べ面積 70㎡

#### (6) 美術工芸室

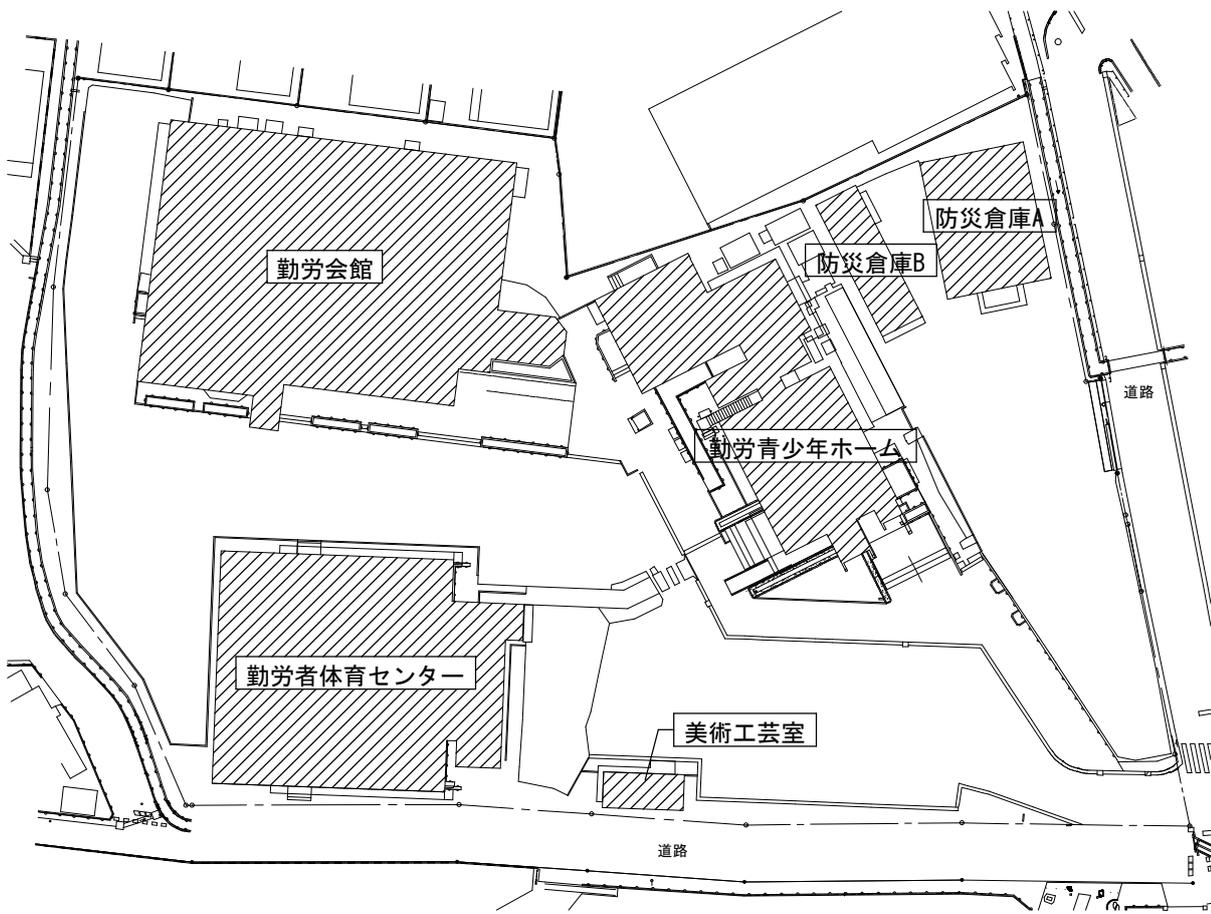
構造 コンクリートブロック造 地上1階建て

面積 延べ面積 30㎡

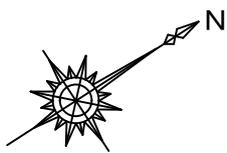
工事場所：熊谷市石原1410番地1  
熊谷市立勤労会館ほか



# 案内図



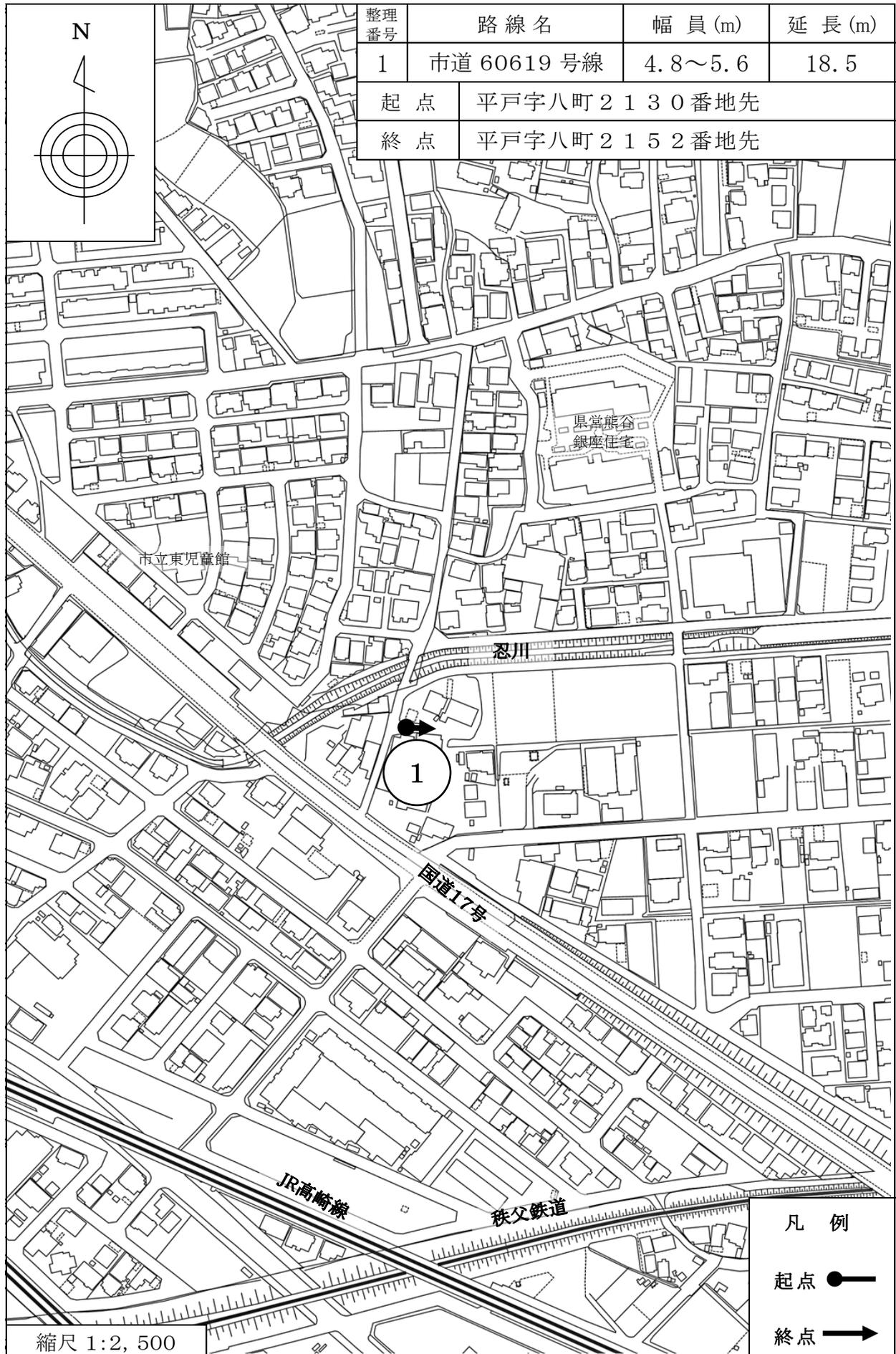
 : 解体建物を示す。

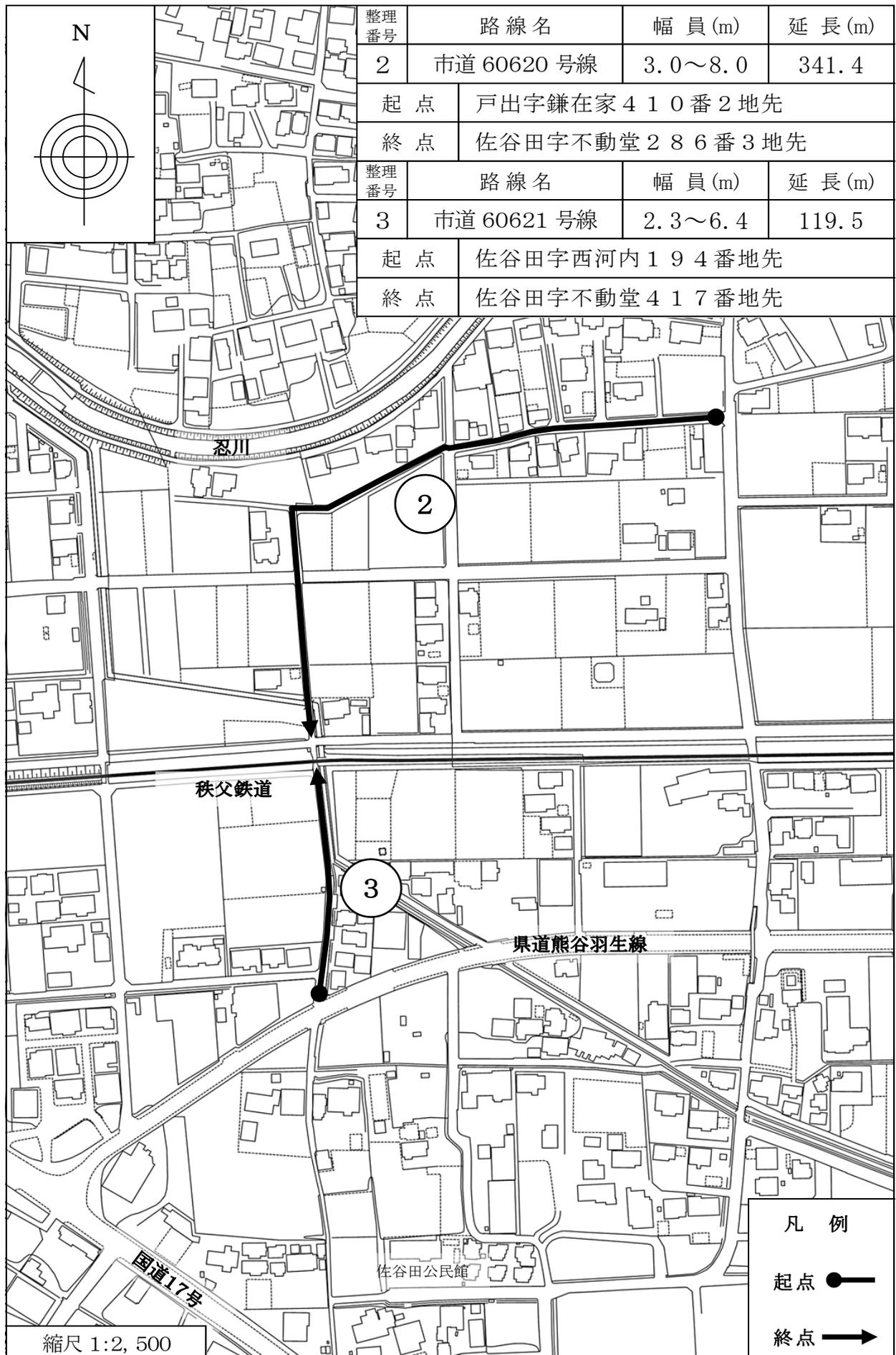


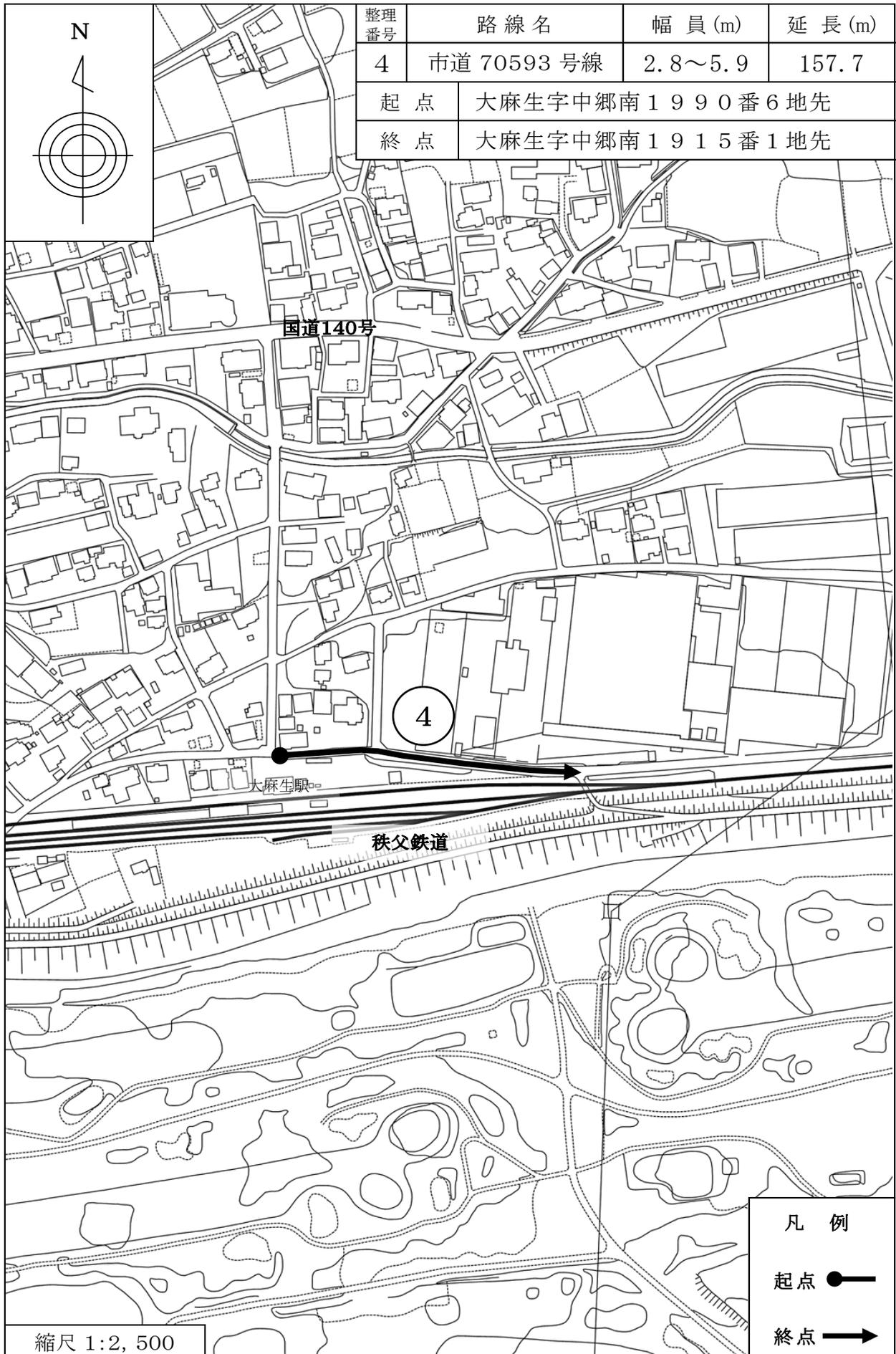
配置図 縮尺 : 1/800

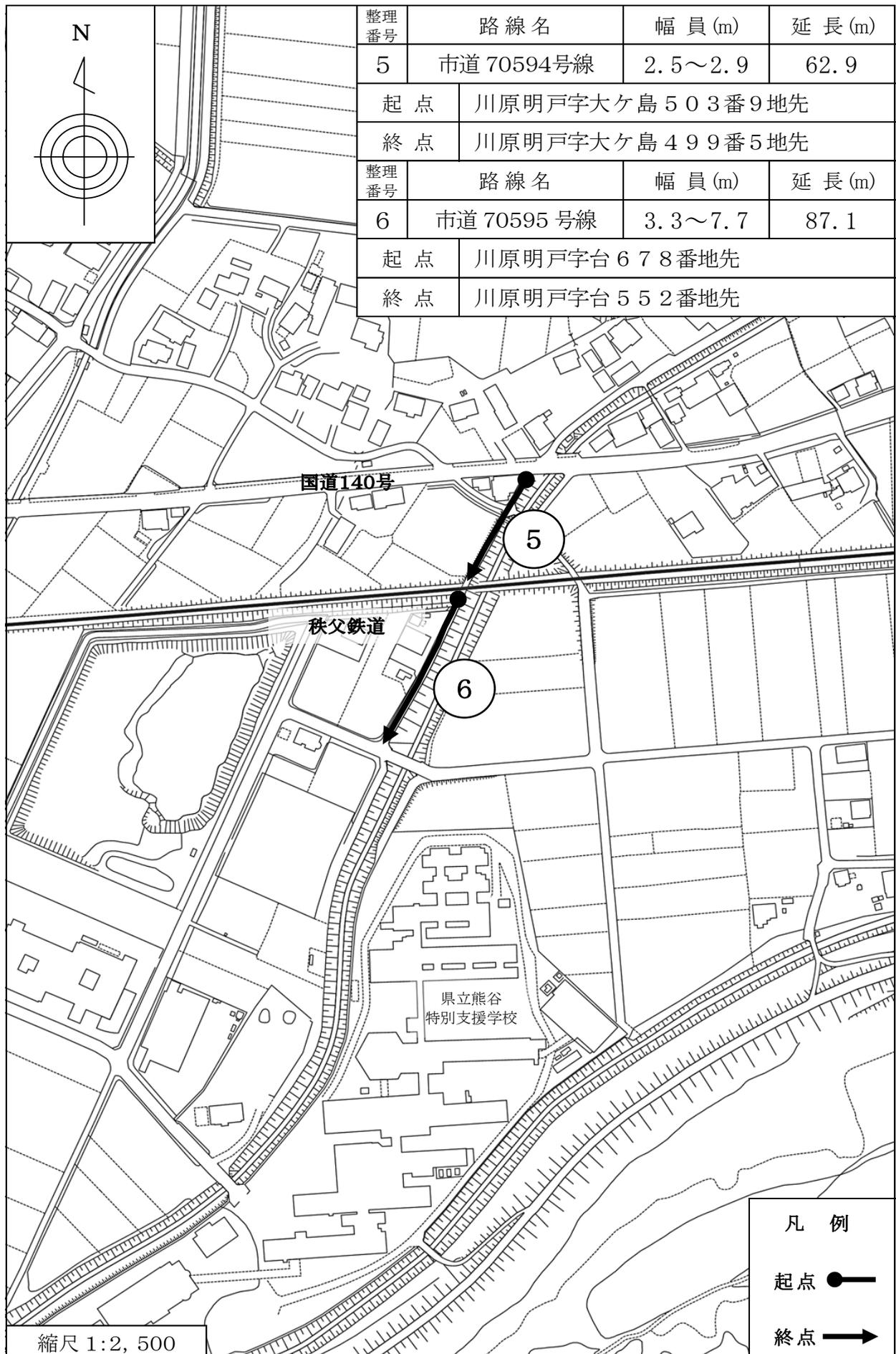
## 認定路線調書・位置図

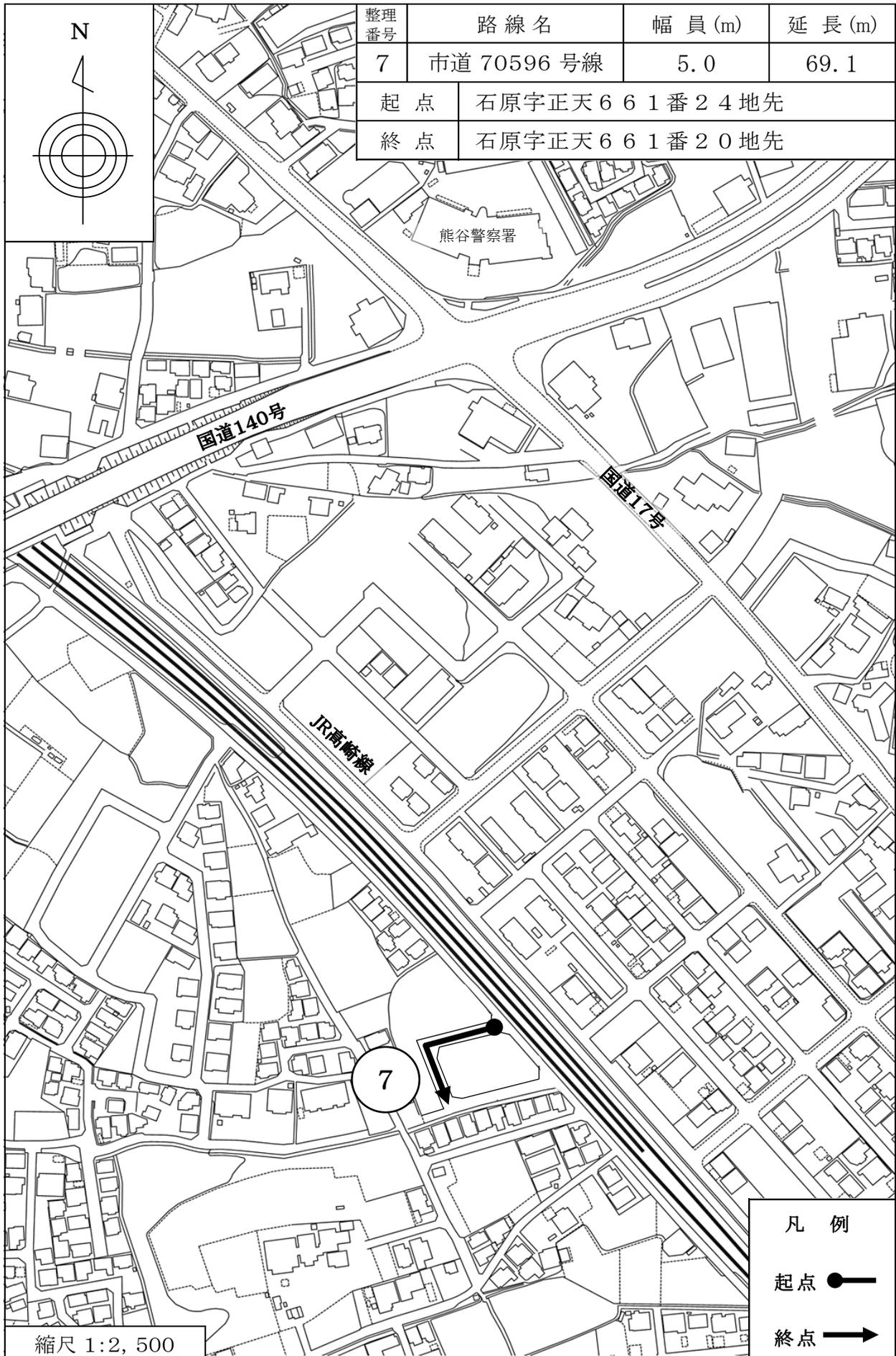
整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 60619 号線	未認定の道路を市道として管理したいため
2	市道 60620 号線	廃止する市道60324号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
3	市道 60621 号線	廃止する市道60324号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
4	市道 70593 号線	廃止する市道70409号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
5	市道 70594 号線	廃止する市道70481号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
6	市道 70595 号線	廃止する市道70481号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
7	市道 70596 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
8	市道 80570 号線	廃止する市道80373号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため

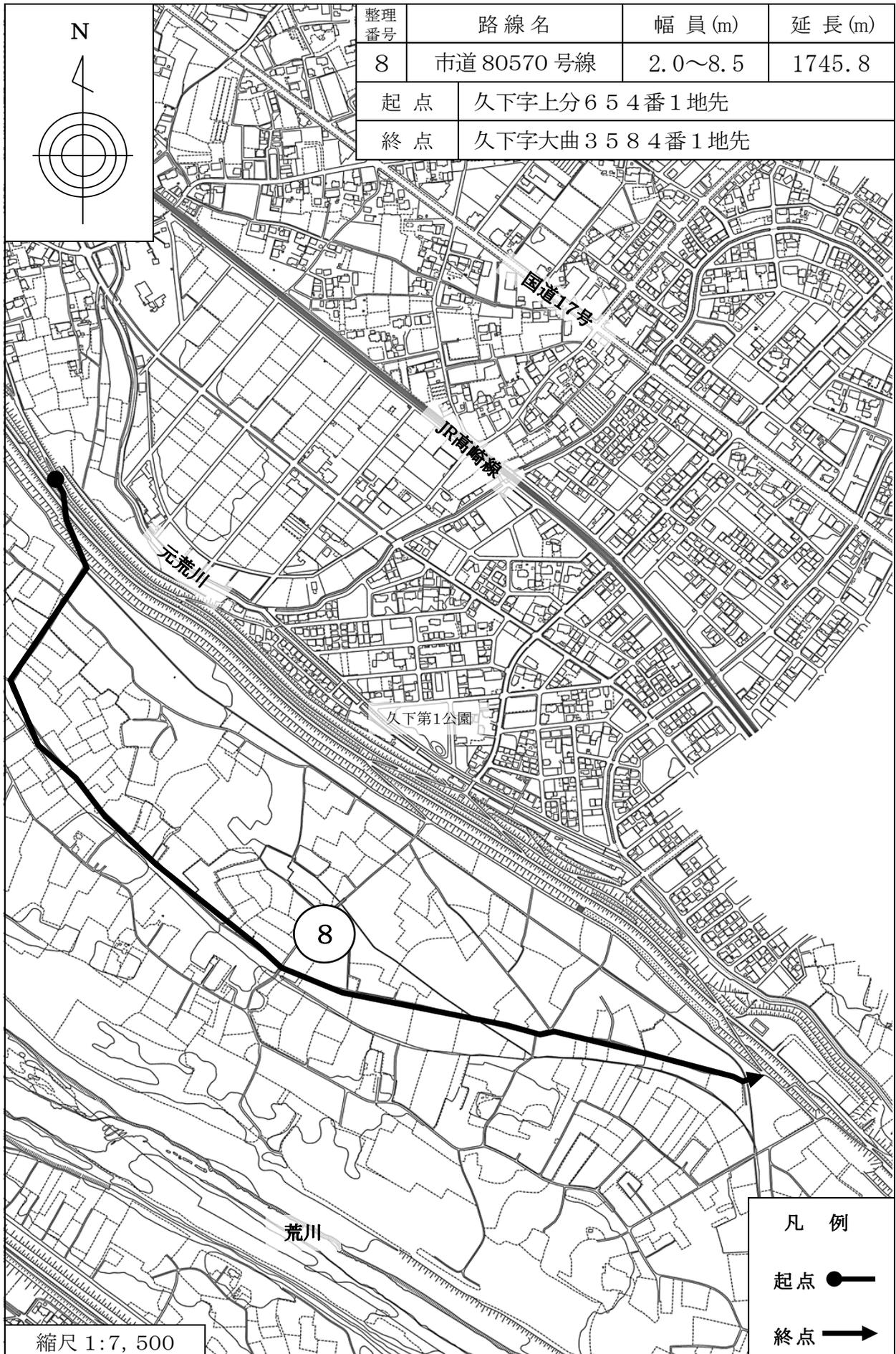












## 廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 60324 号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
2	市道 70409 号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
3	市道 70481 号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
4	市道 80373 号線	荒川堤防整備工事に伴い、当該路線が当該工事の区域と重なるため
5	市道 妻沼3470 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
6	市道 江南7133 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため



